



千葉県市川市の行政書士 <http://hoshikawa.gyosei.or.jp>

行政書士リバースター法務事務所

いつでもお気軽にご相談下さい！ hoshikawa@gyosei.or.jp
〒272-0033 千葉県市川市市川南 1-10-1 ザタワーズウエスト 2414
TEL 047-322-5239

事務所通信・スターダスト 2013年11月

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

1 通信送付のご挨拶

秋のあわれを思わせる今日この頃、貴社ますますご健勝のほどお喜び申し上げます。いつも格別なお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

10月は、行政書士広報月間として地元の街で多くの市民の皆様に、私たちのお仕事についてご理解をいただくことに奔走しました。一年を通して、私自身の業務の中で行政書士を認識していただくことを続けながらの上ですが、この通信をはじめ、様々な機会に行政書士としての情報発信を積極的にこれからもしていきたいと思っております。

行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房



2 近況のお知らせ

(1) 行政書士広報月間の街頭キャンペーンを行いました

10月5日、午後1時から午後4時まで、JR船橋駅北口及び南口、JR津田沼駅南北連絡通路で行政書士広報月間街頭キャンペーンを行いました。行政書士制度のパンフレット配布を行うとともに、ブースで無料相談に応じました。私は津田沼駅での対応を中心に行いました。津田沼では4件のご相談をお受けました。

(2) 市川市長訪問を行いました

8日午後、行政書士会葛南支部で行う市川市長訪問に支部幹事、政治連盟理事として参加してきました。当日は岩井市議会議長のご案内で市長室に招かれ、大久保市長と日頃の市役所相談について、新年賀詞交換会ご出席のお礼、防災協定についてのお話をさせていただきました。今後も市川市と行政書士は様々な場面で協力関係をもっていきたいとお話させていただきました。

(3) 三浦雄一郎氏の講演会に参加してきました

3日の午後3時より、世田区の昭和女子大学人見記念講堂で開催された「80歳エベレスト登頂～夢諦めず、夢高く、夢いつか頂へ～挑戦、困難を如何に克服するか」と題した三浦雄一郎氏（プロスキーヤー／クラーク記念国際高等学校校長）のビジネスセミナーを聞いてまいりました。身体が健康ではないからこそ、できる工夫をしながら挑戦するその精神力、明るさにとても感動しました。そして、決して満足のいく環境ではない今でもチャレンジをしていかなければという気持ちになりました。

(4) 浦安市民まつりに出席しました

19日、20日に開催された浦安市民まつりに、千葉県行政書士会葛南支部がブースとして出展し、私も行政書士業務のPRを行うとともに、無料相談ブースにおいて市民のための無料相談に応じました。昨年に引き続き活気のあるお祭りの中、行政書士制度をアピー



ルすることができました。

(5) MF（千葉）交歓会を開催しました

4日に、船橋のゆうゆうパソコン教室においてMF（千葉）交歓会第3回を開催しました。今回は、秋のお花でスパイラルブーケをつくるという体験をしました。花は見るだけではなく、自らの手で触れて感じる事が重要であることを実感しました。

3 業務インフォメーション

1) ちば電子調達システムによる入札資格申請手続きのお手伝いをいたします

9月17日から11月18日までの間に、平成26年・27年度入札参加資格審査申請（当初申請）が行われています。入札参加資格申請の申請は「ちば電子調達システム（千葉県と県内参加市町村等が発注する工事等の入札を行うためのシステム）」で行われ、インターネットを介して申請を行う必要があります。上記団体の建設工事、測量コンサルタント、物品、委託の契約に係る入札を希望する場合は、電子申請を行う必要があります。



電子申請にはパソコンの設定が必要であり、実績の入力や複雑な一面のあるこのシステムは、まだ利用しやすいとはいえません。そこで、ITが得意な当事務所では、ちば電子調達システムを用いた入札参加資格申請のお手伝いをさせていただいております。お客様からは、迅速に申請をしていただき、とても助かりましたと好評を得ています。

電子調達システムによる申請でお困りのお客様、是非ともお問い合わせください。すぐに駆けつけます。

2) MF（千葉）交歓会第4回を開催します

12月13日午後3時半より、船橋ゆうゆうパソコン教室において、MF交歓会を開催します。内容詳細は未定ですが、皆様の来年の目標にかかわる貴重なセッションになると思います。お問い合わせは当事務所まで。

3) 各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか。許認可事項の変更届の届出代行もいたします

御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請・届出のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。決算期前後は許可期限が近いものが多いことがあります。許可書等をご確認ください。

4) トラブル防止のために必須！契約書作成を当事務所にご依頼下さい

個人でお店、サロン、事務所等を営むみなさま、取引先や業務提携先ときちんと文書にした契約を結んでいますでしょうか。当事務所では各種サービスに応じ柔軟にカスタマイズをした「各種契約書」を1通¥5,000（税別）から（※内容等により異なります）作成しております。ご相談ございましたら、いつでも出張してお伺いいたします。お気軽にまずはお問い合わせください。

5) 覚書、調査報告書の作成を当事務所にご依頼下さい

工事、たとえば解体工事などを行う場合、周辺の方々との覚書を作成する場合があります。的確かつ端的に周辺の方との協定的なものを文書化するのには時間がかかるものです。当事務所ではこうした文書作成経験があり、お客様の要望に応じ、超迅速に対応致します。まずはお問い合わせ下さい。



気になったらすぐにお電話を 047-322-5239